

登録しよう防災会公式
LINE@
情報をいち早く入手するぞ

防災だより

10月号

発行 加古川グリーンシティ防災会

あなたは避難しますか？

あなたは！こんなことを考えたことがありますか？行政からの「**避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示(緊急)**」が発令！さて、あなたはこれらを耳にして、どのような行動に移るのでしょうか？防災に興味のある方なら、何の災害が発生したのかな？と考える方も多いでしょう。逆に何の設定もお知らせせずに「避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示(緊急)」の発令を設定するのも無謀な質問なのですが、でも多くの方は疑問を抱かず「避難するかなあ？」と考えてしまうのが事実。なぜそう考えてしまうのかといえば、「**避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示(緊急)**」の言葉は知っています。間違いなく日本国民の多くは知っています。でも、これらを理解していないから「**どうしようかなあ？**」となるのです。

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報	情報発信
レベル5	命を守るための最善の行動をとる	災害発生情報	市町が緊急
レベル4	全員避難	避難勧告・避難指示(緊急)	5分以内
レベル3	高齢者(障がい者)乳幼児、その支援者は避難、他の住民は準備	避難準備・高齢者等避難開始	5分以内
レベル2	避難しにくい状況下においても、自分の避難行動を準備	決水注意報・大雨注意報	気象庁が緊急
レベル1	防災意識向上・備蓄品に注意するなど、平常の備えを維持	警報級の可能性(津波警報)	気象庁が緊急

「**避難準備・勧告・指示(略)**」なるものは何から生まれたものかを紐解くことからスタートしましょう。

【いつ制定されたの？】

平成16年の一連の豪雨災害における避難情報等の伝達等に係る課題をふまえ、内閣府では「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を公表。ガイドラインでは、急激に進展する中小河川での洪水災害時において災害時要援護者でも対応できるよう、避難勧告の前の段階で避難準備情報を発令することとし、従来の避難勧告、避難指示を含めた三類型とした避難情報発令とその基準について提示しています。

【平成16年にどんな災害があったの？】

7月は新潟・福島豪雨、福井豪雨、台風10・11号が中国・四国地方。8月は台風15号が東北・四国地方、台風16号が西日本地方。9月は台風18号が中国地方、台風21号が西日本。10月は台風22号が東日本太平洋側、台風23号が近畿・四国地方を襲いました。

【どんな被害が発生したの？】

平成16年に発生した一連の風水害に於いて、犠牲者の半数以上が高齢者であったことから、高齢者等の災害時要援護者の避難支援などについて検討が進められ「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(17年3月)を取りまとめられたものであり、風水害では、確認された例から高齢者や障害のある人が被害を受ける割合が若者等と比べて高いことが報告されました。

【誰が発令するの？】

発令の実施担当は、市長(補助行政機関の区長、消

防局長及び消防署長を含む)なのですが、市長に要請をするいとまがないときは、吏員(公共団体の職員)が発令し、事後速やかに市長に報告をします。

【どのタイミングで発令するの？】

平成31年に「**避難勧告等に関するガイドラインの改定～警戒レベルの運用等について～**」が策定されています。この警戒レベルを参考に発令されるのです。また「**中小河川における避難勧告等の発令基準策定の事例集**」もあり、高度な専門知識を有しなくても発令できるように全国統一されました。

【避難のタイミングは？】

ガイドラインには、平成30年7月豪雨の教訓を踏まえ、**住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援する**という、**住民主体の取組強化による防災意識の高い社会の構築**に向け、住民が主体的に避難行動をとれるよう、5段階の警戒レベルによる分かりやすい防災情報の提供となったようです。このことから避難のタイミングは「**自分で判断せよ**」ということになったのです。

【誰が避難誘導するの？】

風水害犠牲者は多くが高齢者という「要配慮者」。お年を重ねると避難が困難になることは言わずもがなであり、そういう状況下で日本の要配慮者対策はどうなっているかという！①要配慮者の名簿を作る。②行政では対応しきれないので「地域の問題」ということで地域にお願いします。③要配慮者名簿は一般的には民生委員の方々に渡り、イザとなると民生委員の方々が走りまわって、要配慮者の避難に対応することになる。近年の台風でも民生委員の方々も亡くなるケースがありました。あまりにも多くの方々を民生委員や自主防災組織にゆだねるといって構造になっており、これは「**もう無理!**」であると考えられます。寝たきりの方や生命維持装置を付けている重篤な方。そういった方もすべて地域にお願いというのは、あまりに無責任であり、ここは行政が担当するべきだと思います。

さて、皆さん！お年寄りの避難が民生委員や自主防災組織にゆだねられていたということを知って頂けたでしょうか？**風水害犠牲者の7割は60歳以上の方々**でした。自分には関係ないと思う人も、故郷に住む父母やおじいちゃん、おばあちゃんのことと考えると身近な問題！もちろん、近い将来、あなた自身の問題になるのです！**さて「避難ってなんだろう？」へ続く**

